

	大豆栽培基準書	大豆部会
--	----------------	------

1. 栽培指針

より安全で美味しい大豆を栽培することを目的に、栽培方法や出荷形態に基準を設け、生産者自身が技術や品質の向上に取り組み、安全で美味しい大豆をつくる。

2. 運用，適用範囲

- (1) 庄内協同ファームへ大豆（青豆、黒豆、含む）を自主基準・特別栽培で出荷するすべての生産者に適用される。運用にあたり生産者は部会に参加してこの中で話し合い検討を行い、主体的にこの栽培基準を作成し、それを実践していく。また、部会運営のために取り決め事項などが必要な場合は、部会内に別途規約を設けて運営していく。
- (2) 刈り取り、乾燥調整はJA庄内たがわに業務委託し、別途分別管理の取り決めを定めることとし、この栽培基準には入れない。

3. 栽培基準

- (1) 化学農薬を使用しないで化学肥料の使用は慣行栽培（N:10kg/10a）の半分以下にする。（通称：無減）。
青豆、黒豆の栽培で、栽培期間中に化学農薬と化学肥料を使用しない栽培（通称：無無）を行う場合の生産管理は各有機栽培基準書にそって実施し有機格付表示をしない。

<大豆の生産管理>

種子

- ・ 種子は自家採種またはJAから購入する。種子消毒はしない

外部資材購入

製品大豆の袋は統一した袋を使用する。

肥培管理

肥料はなるべく化学肥料を使用しないよう努力する。当面、施肥計算をして現状把握をして可能な有機化を進める。

雑草

草管理は、機械刈り払いか手取り除草とし除草剤の使用は禁止する。
畔などは、除草剤の使用ができるが本畑に飛散やなんらかの要因で汚染しないように注意する。

病虫害防除

生産者は、適時巡回し病虫害の発生の予兆、または発生状況を把握する。
問題が発生する可能性がある場合は、部会責任者や庄内協同ファームに連絡し指示を受ける。

収穫・乾燥調整

刈り取り、乾燥調整はJA庄内たがわに委託するが刈り取り前までに、直前の栽培台帳や農作業日誌が記入されているか確認し栽培基準にあっている圃場について刈り取り計画をJA庄内たがわに提出する。

庄内協同ファーム

自分で刈り取りする場合は、庄内協同ファームに連絡するとともに、計画をJA庄内たがわに伝えて関係者との計画の調整をする。

栽培基準にあっていない場合は、刈り取り後の分別管理を申し出る。計画変更の申し出を庄内協同ファームに連絡し指示を受ける。

機械刈り取りの日程はJA庄内たがわの指示にしたがう。

乾燥調整から製品保管までの工程作業と数量管理などの事務処理は、JA 庄内たがわに業務委託し管理する。

製品化なった大豆の袋には目印の表示をつけて他の大豆と混入、混同しないように保管しておく。

保管・製品出荷

製品の保管は、一時的に JA 庄内たがわの倉庫を使用する。

指示により種子や焙煎用に出荷する時は、目印の表示を確認し払い出し数量を伝票・受払い表などに記入して管理する。

出荷数量の管理は、JA 庄内たがわと庄内協同ファームの双方で行う。

(2) 低焙煎の作業・工程管理は別紙：農場内農産物加工・製品規格書による。

4．大豆圃場など他の作物と連作をする場合

(1) 該当する圃場での間作などをしないで前作収穫後に大豆を蒔く。

(2) 間作を行う場合は、使用化学農薬・使用化学肥料の成分が大豆基準に合致する。

5．他

(1) 生産者は、この栽培基準を維持するために栽培台帳、農作業記録をつける。

(2) 緊急事態の発生やこの栽培基準書にない事柄が発生した場合は、部会責任者に連絡するか庄内協同ファーム事務局に連絡し指示を受ける。

(3) 庄内協同ファームの禁止農薬及び出荷先の禁止農薬は使用しない。

制定日：2004年03月12日

改訂日：2013年02月28日 作成者・承認者・確認者名の変更

作成者	策定	責任者	確認者	承認
今野昭史	大豆部会	小野寺仁志	野口吉男	小野寺喜作